

# 耳よりウチク学

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります

今回の改正等のポイント

## 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します

(安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下の通りです。

	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型（U字つり）	×→	×	
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）	

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたフックポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれておりません。なお、法令用語としては、「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

## 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト（一本つり）」を使用できます。

※ 2018年7月時点の情報です

## 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1) 労働安全衛生法施行令 (注2) 労働安全衛生規則 (注3) 墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン (注4) 安全衛生特別教育規程

